

～建設業許可申請マニュアルの改訂について～

建設業法等の改正、各省庁の手続や運用の改廃に伴い、建設業許可申請マニュアルを改訂いたしましたのでご活用ください。

— 令和7年12月2日以降の改訂内容 —

2025 年 12 月 2 日以降、従来のカードタイプの健康保険証は、有効期限記載の有無にかかわらず有効期間満了となり、使用できなくなります。これにともない、従来の健康保険証で確認していました社会保険適用事業所での常勤性の確認については、以下のように取り扱うこととしましたので、ご注意ください。（なお、「令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月にかけての主な改正内容」の「1 健康保険被保険者証に代わる常勤性確認書類について」は削除することとします。）

- ① 社会保険適用事業所において、従来の健康保険証に関しては、令和 7 年 12 月 2 日以降、常勤性判断の資料としては用いない。
- ② 社会保険適用事業所の常勤性確認資料としては、以下 3 点のうちいずれかとする。
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し）
 - ・ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（写し）
 - ・ 健康保険組合からの資格証明書（原本・発行から 3 か月以内のもの）

注意 なお、個人事業主（社会保険非適用事業所）や健康保険適用除外法人（建設国保など）に関しては、取り扱いが異なります。詳しくは、P36 をご覧ください。

— 令和7年6月1日の改訂内容 —

令和 7 年 6 月 1 日より、改正刑法が施行されました。これまでの「懲役」と「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一本化されました。これにともない、建設業法も条文が改正され、一般建設業および特定建設業の欠格要件が下記の通り変更となります。

次のいずれかに該当するものは、許可が受けられません。

1 （略）

2 法人にあっては法人・その役員等、個人にあってはその本人・支配人、その他支店長・営業所長等が次の要件に該当しているとき。

①～⑤ （略）

⑥拘禁刑（改正前：禁錮）以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

⑦～⑩ （略）

— 令和6年12月～令和7年2月にかけての主な改訂内容 —

1—健康保険被保険者証に代わる常勤性確認書類について(削除)

2 押なつ廃止にともなう確定申告書の取り扱いについて

令和 7 年 1 月より、書面提出による確定申告書への税務署の收受日付印の押なつが廃止されました。一方、滋賀県においてはこれまで建設業許可にかかる各申請および届出の確認書類として、この押なつのある確定申告書を求めている場合があります。

今回の税務署の押なつ廃止に伴い、令和 7 年 1 月以降に税務署で受付された確定申告書に関しては、收受日付印やこれに代わる税務署が受付したことのわかる書類等の提出を不要とします。また、電子申告をされている場合にはメール詳細や受信通知の提出を確定申告書に併せて求めておりましたが、同じく 1 月以降に税務署へ申告したものについてはこれを不要とします。確定申告書を求めた場合においては申告の方法を問わず税務署へ提出されたものの写しや打ち出したものであればよいものとします。

3 専任技術者の名称について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）による改正後の建設業法第 7 条 2 号および同法第 15 条 2 号の施行に伴い、これまでの「**専任技術者**」の名称が「**営業所技術者等**」に変更されました。これに伴い本マニュアルをはじめ、ホームページで掲載されている別紙四および様式第 8 号について改訂を行いました。

つきましては令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 3 月 31 日を移行期間とし、期間中の申請および届出については旧様式での提出を認め、以降は随時新様式への差し替えを指導いたしますのであらかじめご了承ください。

なお、今回の名称変更に伴った旧専任技術者の要件や運用についての変更はなく、営業所技術者等にそのまま引き継がれますのでご理解ください。

4 特定建設業と配置技術者制度に関する変更

改正法により令和 7 年 2 月 1 日以降、下の表のとおり、特定建設業許可を必要とする下請契約の金額に関する部分や技術者制度の一部について変更があります。契約期日等に注意して営業活動をお願いいたします。

- ・特定建設業許可を必要とする工事の請負金額について

令和 7 年 1 月 31 日以前	令和 7 年 2 月 1 日以降
発注者から直接請け負った 1 件の建設工事について、 4,500 万円以上（建築一式工事については 7,000 万円以上）の下請契約をして、施工しようとする者	発注者から直接請け負った 1 件の建設工事について、 5,000 万円以上（建築一式工事については 8,000 万円以上）の下請契約をして、施工しようとする者

- ・技術者制度における配置技術者の区分や専任を要する現場の要件について

	令和 7 年 1 月 31 日以前			令和 7 年 2 月 1 日以降		
許可の種類	特定		一般	特定		一般
元請工事における下請金額合計	4,500 万円以上 ※ 1	4,500 万円未満 ※ 1	4,500 万円以上は 契約不可 ※ 1	5,000 万円以上 ※ 1	5,000 万円未満 ※ 1	5,000 万円以上は 契約不可 ※ 1
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
技術者の専任	請負金額 4,000 万円以上 ※ 2			請負金額 4,500 万円以上 ※ 2		

※ 1 令和 7 年 2 月 1 日以降、建築一式工事の場合は 7,000 万円から 8,000 万円に変更

※ 2 令和 7 年 2 月 1 日以降、建築一式工事の場合は 8,000 万円から 9,000 万円に変更

5 その他、窓口での取り扱いの変更点

- ・各種手数料の納付にあたり、キャッシュレス決済が可能となりました。

クレジットカードの他、コード決済や電子マネーが利用できます。詳しくは監理課建設業係までお問合せください。

- ・建設業許可証明書の発行手数料が改定されます。

令和 7 年 4 月 1 日以降、建設業許可証明書の発行手数料が現在の 530 円から 560 円に改定されます。